

エ どのような点で必要だと思いますか

- ◆評価のためのツールがあれば、偏った評価にならず、公平に評価しやすいため。
- ◆評価をする上での客観的な尺度がないと統一的な評価ができない。
- ◆相談支援専門員のスキル(経験も含め)の状況を確認することで、各事業者の人員配置(例、経験年数的に若いスタッフだけで構成されていないか、スーパーバイズが行われる体制がとられているかなど)を検証する上で、有効な資料となる。

オ どのような点で必要だと思いますか

- ◆今後、自己研さんしていない相談員が増えてくると思われるため。

カ どのような点で必要だと思いますか

- ◆県内の相談支援専門員を一定のレベルまでもっていくには、人材育成の取り組みが必要だと思う。
- ◆各事業所のOJTなどの人材育成方法といった情報交換などを行い、また、人材育成にかかる支援施策、社会資源の研究・開発を図るため。
- ◆サービス利用計画の作成が必須になるため、人材の確保、また、従事者の資質の向上を図る必要を感じています。
- ◆地域における相談支援事業の実態を把握・評価し、必要となるスキル等を研修内容に反映させることにより、より効果的な人材の育成を図る。
- ◆地域において、計画・相談を担う相談支援専門員の量的な拡大と、質的な向上が求められているため。
- ◆事業者(法人)が、相談支援専門員としての人材育成(適材の配置も含め)を行っていることの評価が重要と考える。(法人によっては、他の事業に従事する職員のスキルアップの一環として(若手職員に経験をつませるために)相談支援事業所に配属させているケースも見受けられる。)

キ どのような点で必要だと思いますか

- ◆これまで県外の専門家による支援に頼っており、県内関係者のみでの研究、推進が必要と考えたため。
- ◆研修内容の向上、専門コース別研修への対応などのため、現任者のニーズを踏まえた研修を実施する必要を感じています。また、研修の実施を通じ、企画運営にかかわる現任者の資質向上が期待できると思っています。
- ◆相談支援専門員の資質向上については県の責務であり、県地域自立支援協議会の検討事項であるため。
- ◆地域における相談支援事業の実態を把握・評価し、必要となるスキル等を研修内容に反映させることにより、より効果的な人材の育成を図る。
- ◆人材育成には、OJTに加え、所外研修も重要と考える。
また、受講するだけでなく、法定研修のファシリなど、県の研修体系にも参加するような機会があった方が、圏域の人材が育成され、連携体制も整備されるものと考える。

ク どのような点で必要だと思いますか

- ◆
 - ・各地域の地域診断は現任研修で行っているが、やはり自分たちの地域の強み、弱み、課題を把握す

ることは重要。

・課題に対して、解決する手法のフォローアップ体制も必要。

◆地域における社会資源について、共通した認識が必要なため。

◆個別事例から社会資源開発にいたったケースの有無や、そのプロセスの評価があれば、地域自立支援協議会の評価にもつながり、自立支援協議会が停滞している場合の原因(状況)がある程度究明できる。

ケ どのような点で必要だと思いますか

回答なし

表18 問5 1) 都道府県内の地域における評価活動の設置状況について

項目	都道府県数
すべての地域の設置状況について把握している	7
一部の地域の設置状況について把握している	5
地域の設置状況について把握していない	7
未回答	1

表19 問5 1) 「① すべての地域の設置状況について把握している」都道府県

項目	都道府県数
ア 地域自立支援協議会の組織の一部として設置されている地域がある	3
イ 地域独自の評価活動として設置されている地域がある	1
ウ 都道府県内の地域で評価活動を行っている地域は全くない	3
その他	1

表20 問5 1) 「② 一部の地域の設置状況について把握している」都道府県

項目	都道府県数
ア 地域自立支援協議会の組織の一部として設置されている地域がある	4
イ 地域独自の評価活動として設置されている地域がある	0
その他	1

表21 問5 1) 「③ 地域の設置状況について把握していない」都道府県

項目	都道府県数
ア 把握する必要性を感じており、今後把握する予定がある	2
イ 把握する必要性を感じているが、今後把握する予定はない	3
ウ 把握する必要性を感じていない	2

表22 問5 1) ③

ア 把握する必要性を感じており、今後把握する予定がある

○ どのような点で必要だと思いますか

◆各地域の状況を把握、評価することにより、県全体の相談支援体制のあり方等について検討する。

○把握する時期について

①把握する時期が予定されている 0

②検討中 2

イ 把握する必要性を感じているが、今後把握する予定はない

○ どのような点で必要だと思いますか。

◆地域ごとの人材育成の取り組みがあるとよいと思うので

◆把握できる体制構築を検討中

◆各地域における、自立支援協議会の活動状況について、把握しているが自らの地域をどのように認識しているのかを知り地域の支援を行うため。

○どのような要因で、把握する予定が立てられないですか。

◆県の人材育成部会(H24.4 設置予定)で検討したい。

◆把握できる体制構築を検討中。

◆地域の自立支援協議会が、協議会の評価をする時期なのか否か、判断が難しく、各地域によって時期も違うため。

ウ 把握する必要性を感じていない

○どのような点で把握の必要性を感じていないのですか。

◆相談員の養成は県の事業として考えているため、まずは県で評価活動を実施することが必要だと感じているため。

◆市町、相談支援事業者、住民からの要請(例えば、「相談支援事業所を評価してほしい」というような)が挙げられない。

表23 問5 2) 地域における評価活動の取り組み内容について

項目	都道府県数
① すべての地域の取り組みの内容を把握している	2
② 一部の地域の取り組みの内容を把握している	8
③ 取り組み内容については把握していない	8
未回答 未回答	2

表24 問5 2) 「③ 地域における評価活動の取り組み内容について把握していない」都道府県

	項目	都道府県数
ア	把握する必要性を感じており、今後把握する必要がある	1
イ	把握する必要性を感じているが、今後把握する予定はない	4
ウ	把握する必要性を感じていない	3

表25 問5 2) ③

ア 把握する必要性を感じており、今後把握する必要がある

○どのような点で必要だと思いますか

回答なし

○把握する時期について

時期が予定されている

0

検討中

1

イ 把握する必要性を感じているが、今後把握する予定はない

○どのような点で必要だと思いますか

◆地域ごとの人材育成の取り組みがあるとよいと思うので。

◆把握できる体制構築を検討中。

◆評価活動内容については、地域の特徴を生かした取り組みが必要であると考えるが、尺度や基準であれば国または県レベルで整備し、客観的な指標が必要であるため。

◆地域課題の確実な把握。

○どのような要因で、把握する予定がたてられないのですか。

◆県の人材育成部会(H24.4 設置予定)で検討したい。

◆把握できる体制構築を検討中。

◆地域自立支援協議会として、評価活動を行っている自治体が無い。

◆地域自立支援協議会の意識体制が整わない。

ウ 把握する必要性を感じていない

○ どのような点で把握の必要性を感じていないのですか

◆地域における個別の評価については地域で実施し、県は広域的な視点での状況把握・評価を行う。

◆まずは県が実施しなければならないと感じているため。

◆市町、相談支援事業者、住民からの要請(例えば、「相談支援事業所を評価してほしい」というような)が挙げられない。

表26 地域問2 1) 評価活動の設置趣旨

- ◆相談支援事業者による支援については、社会福祉事務所が全ケースを把握し、処遇方針を立てているが、社会資源等や相談支援の体制等について意見交換し、より良いサービス体制を整えるために意見をまとめる場としている。
- ◆各々の法律の中で行なわれてきた相談支援事業であったため、障がい分野が異なることで、考え方もアプローチの仕方も様々であった。また、相談員の配置は1人という事業所が多く、相談援助技術の継承が難しい状況にあった。そこで、毎月の相談活動を報告する場を設けることで、他の相談員の活動を参考にしたり、お互いに評価しあって、相談援助技術を向上させることをねらった。
- ◆主として解決困難な事例などについての検討を行い、相談支援事業所の負担の軽減とよりよい相談支援の実施を行うため。
- ◆協議会設置目的：障害者が地域で安心して生活できるよう相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、関連分野の関係者からなる協議の場を設け、相互のネットワークの構築を図る。
- ◆自立支援協議会の機能として相談支援事業所の評価が位置付けられているため。

表27 地域問3 1) 現在取組みを行っている内容について

項目	記号	協議会数
相談支援事業のあり方に関すること	ア	2
相談支援事業者の評価に関すること～評価のための基準(評価シートなど)がある	イ	0
相談支援事業者の評価に関すること～評価のための基準(評価シートなど)は特にない	ウ	1
相談支援専門員の評価に関すること～評価のための基準(評価シートなど)がある	エ	0
相談支援専門員の評価に関すること～評価のための基準(評価シートなど)は特にない	オ	0
相談支援専門員の人材育成に関すること	カ	1
相談支援専門員の研修に関すること	キ	0
地域の社会資源に関する事(地域診断に関する事も含めて)	ク	4
その他	ケ	0
具体的に取り組んでいる活動はない	コ	0

表28 地域問3 1) それぞれの項目にどのような評価をつけたのか

評価数値	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ
0									
1									
2									
3									
4	1								
5	1		1					1	
6								2	
7						1			
8									
9									
10									
未回答								1	

表29 地域間3 1) ア 相談支援事業のあり方に関するこ

具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域との調整のあり方など。
どのような点で	<ul style="list-style-type: none"> ◆相談支援専門員から難事例を提供して頂き、相談ワーキング全体で検討し、今までの支援の経過についての意見聴取及び今後の支援の在り方についてのアドバイスを受ける。
その要因	<ul style="list-style-type: none"> ◆相談支援事業所による相談支援については、そのあり方を今後検討していく必要があると考えるため。
現状より高めるため	<ul style="list-style-type: none"> ◆今後の支援の在り方についてのアドバイスを受けるが、難事例は検討しても難事例のままであることが多く、なかなか突破口が開けないことが多いため。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆相談支援事業所の活動を客観的に評価する基準がない。

表30 地域間3 1) ウ 相談支援事業者の評価に関するこ～評価のための基準は特にない

具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆相談支援実績に対する自立支援協議会委員の意見聴取。
どのような点で	<ul style="list-style-type: none"> ◆前年度と比較し特に変化がなかった。
その要因	<ul style="list-style-type: none"> ◆評価活動内容が現状の共有にとどまり、課題や改善策に言及するところまできていないため。
現状より高めるため	<ul style="list-style-type: none"> ◆明確な評価基準があれば相談支援事業のあるべき姿のモデルがイメージしやすく、評価も行いやすい。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆自立支援協議会の現状は、「自立支援協議会とは何か」を委員が模索している段階であり相談支援事業の目指すべきモデルもまたイメージできていない状況である。 ◆自立支援協議会での評価活動が適切に行えたとしても、それだけで効果を高めることは難しく、県の研修体系整備とスーパーバイザーとなれる人材の養成が必要であると思われる。

表31 地域間3 1) カ 相談支援専門員の人材育成に関するこ

具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆毎月の活動報告(件数含む)を実施。 ◆その月の処遇困難ケースを取り上げ、他の相談員からアドバイスをもらう。
どのような点で	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業所によって相談援助技術に差があったが、他の相談員の活動内容を目の当たりにすることで、取り組む姿勢に変化が見られた。
その要因	<ul style="list-style-type: none"> ◆自身の相談活動を報告することは、他の相談員から相談援助技術の評価を受けることになり、1名体制の事業所であっても、ベテラン相談員からの助言を受けることができ、相談援助技術の継承が可能となった。
現状より高めるため	<ul style="list-style-type: none"> ◆今後、地域相談支援事業及び障害児相談支援事業の開始により、相談支援事業者が増加すると思われるが、適正なサービス等利用計画の作成が出来るよう、チェック機能を持たせる等して、技術の向上に努めたい。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆新規の相談支援事業者の資質向上を考えていく必要あり。そのためには、部会の持ち方を見直す必要がある

表32 地域問3 1) ク 地域の社会資源に関するここと(地域診断に関することも含めて)

	<ul style="list-style-type: none"> ◆必要な社会資源についての提言。 ◆毎月の活動報告から見えてくる地域課題を、「課題の整理表」にまとめ、各専門部会(子ども部会・暮らし部会・しごと部会)に報告する。
具体的的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆既存の地域生活支援事業などについての検討を行い、より使いやすい制度へと変更するための検討を行ったり、事業実施についてのガイドラインの検討を行ったりした。 ◆相談支援事業の実施状況・地域課題等について協議会全体会の中で運営評価を行う。平成23年度については、震災の影響でまだ協議会の開催ができないでいる状況。
どのような点で	<ul style="list-style-type: none"> ◆提言により整備された資源がないため。 ◆地域課題を専門部会に投げかけることで、当事者ニーズ中心の部会運営をするという意識が高まった。また、地域の現状をもっと詳しく知ろうとする意識が高まり、障害福祉サービスの利用実態調査を実施する部会も出てきた。 ◆制度改正については様々な方からの意見を聴取することでより実情に沿つたものへと変えることができたと思う。
その要因	<ul style="list-style-type: none"> ◆市の地域自立支援協議会から県等へ意見を上げていくシステムの機能が低いため。 ◆課題の整理表を作成したことで、地域課題が客観的に見て分かりやすくなつたから。
現状より高めるため	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ・地域の意見を県等へあげて具体化していくルートを明確化。 ・各地域自立支協議会からの意見の公表等の実施。 ◆「誰が見ても分かりやすい課題の整理表」を目指して、再考する必要あり。 ◆忌憚のない意見を出して頂くことで、制度上の問題点などを浮き彫りにできればよいと思う(陳情合戦にならないように注意しなければならないと考えるが)。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆課題が多岐にわたり過ぎて、どの課題を優先して協議すべきか悩んでしまう部会があるので、優先順位を付ける基準を設ける必要があると考える。

表33 地域問3 2) ア 相談支援事業のあり方に関するここと

どのような点で必要だと思いますか	◆
	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な評価基準があれば相談支援事業のあるべき姿のモデルがイメージしやすく、評価も行いやすい。 ・広域で同じ基準で評価できるようであれば、利用者が他の事業所と比較検討する材料となり得る。
取組み時期について	協議会数
取組む予定がある	0
検討中	1
取組む予定がない *	0
* の要因	

表34 地域間3 2) イ 相談支援事業者の評価に関すること～評価のための基準がある

◆現在、相談支援事業者を評価する明確な手立てがない。人材育成のためだけでなく、委託相談支援事業に新規参入事業所があつた場合などにも活用できる。

どのような点で必要だと思いますか



- ・明確な評価基準があれば相談支援事業のあるべき姿のモデルがイメージしやすく、評価も行いやすい。
- ・広域で同じ基準で評価できるようであれば、利用者が他の事業所と比較検討する材料となり得る。

取組み時期について	協議会数
取組む予定がある	0
検討中	2
取組む予定が無い*	0
*の要因	

表35 地域間3 2) エ 相談支援専門員の評価に関すること～評価のための基準がある



- どのような点で必要だと思いますか
- ・明確な評価基準があれば相談支援事業のあるべき姿のモデルがイメージしやすく、評価も行いやすい。
 - ・広域で同じ基準で評価できるようであれば、利用者が他の事業所と比較検討する材料となり得る。

取組み時期について	協議会数
取組む予定がある	0
検討中	1
取組む予定が無い*	0
*の要因	

表36 地域間3 2) カ 相談支援専門員の人材育成に関するこ



どのような点で必要だと思いますか

- ・明確な評価基準があれば相談支援事業のあるべき姿のモデルがイメージしやすく、評価も行いやすい。
- ・広域で同じ基準で評価できるようであれば、利用者が他の事業所と比較検討する材料となり得る。

取組み時期について	協議会数
取組む予定がある	0
検討中	1
取組む予定が無い*	0
*の要因	

表37 地域問3 2) キ 相談支援専門員の研修に関するこ

どのような点で必要だと思いますか

- ◆
 - ・明確な評価基準があれば相談支援事業のあるべき姿のモデルがイメージしやすく、評価も行いやすい。
 - ・広域で同じ基準で評価できるようであれば、利用者が他の事業所と比較検討する材料となり得る。

取組み時期について	協議会数
取組む予定がある	0
検討中	1
取組む予定がない*	0
* の要因	

表38 地域問3 2) ク 地域の社会資源に関するこ (地域診断に関するこも含めて)

どのような点で必要だと思いますか

- ◆
 - ・明確な評価基準があれば相談支援事業のあるべき姿のモデルがイメージしやすく、評価も行いやすい。
 - ・広域同じ基準で評価できるようであれば、利用者が他の事業所との比較検討材料となり得る。

取組み時期について	協議会数
取組む予定がある	0
検討中	1
取組む予定がない*	0
* の要因	

表39 地域問3 3)取組みの有無にかかわらず必要が無いと思われる内容について

項目	記号	協議会数
相談支援事業のあり方に関するこ	ア	0
相談支援事業者の評価に関するこ～評価のための基準(評価シートなど)がある	イ	0
相談支援事業者の評価に関するこ～評価のための基準(評価シートなど)は特にない	ウ	0
相談支援専門員の評価に関するこ～評価のための基準(評価シートなど)がある	エ	0
相談支援専門員の評価に関するこ～評価のための基準(評価シートなど)は特にない	オ	0
相談支援専門員の人材育成に関するこ	カ	0
相談支援専門員の研修に関するこ	キ	1
地域の社会資源に関するこ(地域診断に関するこも含めて)	ク	0
その他	ケ	0
積極的に必要が無いとする活動項目は無い	コ	1

表40 地域問4 1) 設置の必要性について

項目	協議会数
必要性を感じており設置の予定がある	6
必要性を感じているが、設置の予定はない	19
必要性を感じていない	15
未回答	1

表41 地域問4 1) ①設置の必要性を感じており、今後設置の予定がある**ア どのような点で必要だと思いますか**

- ◆今後、計画相談支援が法定化され全対象者に対してサービス利用計画が必要になり、その内容を基にサービスの支給決定をすることから、相談支援専門員の質の維持と向上が必要になってくる。しかし、現在では相談支援専門員の数が少なく新たに事業者が参入されると思われる所以計画の質が維持されるかどうかが課題である。そのために、当町でも評価部会は必要と考えている。
- ◆個人の資質向上は重要な部分ですが、支援員の主觀や特性がマネジメントのリスクとならない為に、共通理念や共通の視点も必要かと思います。また町として支援を遂行する部分でも他との整合性や公平性は必要かと思います。複数の相談支援事業所設置となれば尚更必要かと思います。
- ◆従来の基礎相談(交付税措置)に、個別給付による計画相談等が加わり、事業所間の調整や、サービス等利用計画の均質性保持などの課題が生じる可能性が高いため。
- ◆自分から支援を求めることができる人だけでなく、地域に潜在している、「自ら声をあげられない」人へも支援を届けられるような相談支援体制が必要であり、そのためには、支援者や支援機関が、どこで相談を受けても、必要なときに必要な支援が提供できるよう、各々の対応やチームとしての対応の質を常に検証しながら、力量を高めていかなければならぬ。
- ◆相談支援事業の評価、検討を行う体制となっていないため。

イ 設置の時期

	協議会数	設置の時期
設置予定	4	平成24年9月ごろ設置予定
		平成25年1月ごろ
		平成24年5月ごろ
		平成24年5月ごろ
検討中	2	

表42 地域問4 1) ②設置の必要性を感じているが、設置の予定はない**ア どのような点で必要だと思いますか**

- ◆所掌事務には明記してあるが、設置から経過期間が短く年1度の全体会の開催にとどまっている。障害者自立支援法の改正により平成24年4月から相談支援体制等の強化が求められている。このような状況のなか今後は評価活動が重要となるが、具体的な方針が打ち出せない状況。

- ◆現状としては、相談内容・支援内容の報告の場となっており、評価についての取組みはない。相談員に対する誹謗中傷とならないような体制作りが必要と考えます。
- ◆地域自立支援協議会が機能しているかの確認。
- ◆
 - ・客観的・公平な相談支援体制の確立。
 - ・相談支援事業所の資質の向上。
- ◆相談支援事業所によって相談支援の捉え方がまちまちであり、かなりな量の直接支援を行っている事業所もみられる。利用者から見ると直接支援を受けられる事業所が便利であるが、依存を強めるだけに終わっていないか危惧している。また、直接支援の支援量による競争により、良質な相談支援事業所が育たない虞もある。これらの点から相談支援事業所の支援内容を評価する場は必要であると思われる。
- ◆様々な立場の方から評価や意見をもらい、相談支援や福祉サービスの充実を図っていくため。
- ◆今後、サービス等利用計画の作成対象者の拡大に伴い、指定を受ける事業者も増えることが考えられるため、相談スキルの格差をなくすためにも評価活動は必要になってくると思われる。
- ◆相談支援事業を委託しているが、委託料の積算根拠となる明確な規準がないため。
- ◆相談支援事業の評価や検討をすることで、相談支援員の質の向上が図れ、効果的な相談支援のあり方が協議できると思われる。
- ◆相談支援事業に対する外部評価は必要である。
- ◆今の相談支援事業の活動は見えにくい部分がある。評価活動を設置することによって、相談支援事業のあり方等について協議・検討することができ、一定の基準になるのではないかと考える。
- ◆事業所の素質の向上、人材育成及び養成、相互の連携を図ること。
- ◆サービスの利用者ニーズは多様化する傾向にあり、これに合わせた社会資源の供給が本当に充分なのか、適当なのかどうか判断し難く、協議会での多方面からの見方で判断などをすれば、適正な不足するサービスの供給体制が整えられてくることが考えられるため。
- ◆相談支援事業における地域支援活動の向上のため。
- ◆相談そのものに対する評価は必要ないが、充実した支援のための地域資源の確保や制度等の過不足についての評価は必要であると感じている。
- ◆委託事業としての評価のほか、現状を把握し、人材育成及び相談支援事業所以外の障害福祉サービス事業所の人材育成などのために、研修会などの検討を含めて評価機関が必要と思われる。
- ◆協議会は全体会、専門部会（地域、就労、児童）、事務局会議で構成されているが、相談支援事業所等から上がった課題を分析する手段が確立していない。全体会、専門部会の進捗状況を評価する部門が必要と考えている。
イ 設置されない要因はどのようなことだと思いますか
- ◆協議会は設置されているが、実質的には機能していないため、検証する評価活動についても効果がないと思われるため（本来は評価活動は必要であると思われる）。
- ◆所掌事務には明記してあるが、設置から経過期間が短く年1度の全体会の開催にとどまっている。
- ◆1市3町で相談支援事業所に委託をしているが現状の体制で精一杯。これ以上の負担を求められない。

- ◆地域自立支援協議会の活動が難しい状況にある。
- ◆
 - ・自立支援協議会内で、評価体制設置についての議論がされていない。
 - ・自立支援協議会の役割が多く、評価体制については後回しになっている。
 - ・国や県からの明確な指導や方向性が示されない。評価の方法等を示してほしい。
- ◆現状の相談支援は、法人内のサービス提供事業所の利用者やその家族中心に行われており抱え込み傾向である。このため、他事業所からは相談者の実情を見えづらしくしており、評価しようにもできない構造となっている。また、法人内で相談支援から直接支援まで行われているため、他法人の運営に口を出しにくいという意識もあると思われる。評価できる場はあるものの、表面上の論議で終わってしまっている。
- ◆自立支援協議会のあり方について検討しているが、評価活動設置まで及んでいない。評価の基準が不明。
- ◆自立支援協議会は広域で設置しており、検討課題も多く、評価活動の検討までには至っていない。
- ◆基準を作るための情報や法的根拠がないため。
- ◆自立支援協議会の下部組織として専門部会を立ち上げているが、幅広い内容の情報交換や検討を行っているため、相談支援の評価活動としては機能できていない。
- ◆自立支援協議会自体の活動が低調である。
- ◆自立支援協議会に専門部会を設けるのが一番望ましいが、自立支援協議会にそこまでの力が育っていない。今後、様々な意見を参考に設置する方向で考えていきたい。
- ◆現状では人員不足、体制が整っている状況ではない。
- ◆事務局主体の運営や進め方のせいか、協議会委員にはまだ意識的なものが醸成されてきていないことが考えられる。
- ◆設置に対する協議がない。
- ◆自立支援協議会(部会を含め)が、成熟していないため。
- ◆事務局会議において話し合いがまだされていない。評価を含めて専門部会のあり方も検討する必要がある。

表43 地域問4 1) ③設置の必要性を感じていない

ア どのような点で必要性を感じていないのですか

- ◆現在、自立支援協議会が休止中であるため。
- ◆
 - ・相談事業所の相談員とは、連携を密にしており、必要ないと感じている。
 - ・相談員は、いろいろな面で協力していただいている。
- ◆自立支援協議会そのものの歴史が浅く、協議会自体を評価するまで行っていない状態。

- ◆評価活動を行うにしても、そもそも相談支援事業を利用する利用者が少なく、地域の社会資源も乏しいので、利用者は限られた資源を利用するしかなく、ニーズに添った支援をしていくことは難しいと考えられる。また、評価活動を設置するための人材確保、人件費なども見込めない。
- ◆評価活動の前に、当町における福祉サービス事業所が少ないため相談者の身近なところでサービスを受けたいというニーズに応じられないのが現状。相談支援事業所は当町に一箇所しかないが、充分に対応してもらっている。
- ◆人材育成や研修については県で実施しているため
- ◆市の自立支援協議会が活発に機能していない。また、相談支援専門員の人材養成であれば、市内には数人の相談支援専門員しかいないため、県又は圏域の自立支援協議会での設置がいいのではないか。
- ◆地域自立支援協議会において協議することとしているから。
- ◆現在、実際に活動している相談支援事業所は、全て本市の委託を受けており、常に情報交換を行うと共に、相談支援事業者による定例会を実施しており、大きな問題を感じていない。
- ◆市が委託している相談支援事業所の相談支援専門員全員が自立支援協議会の運営会議のメンバーとなっており、協議会(専門部会)運営の中心的役割を担っている。各事業所において研修に積極的に参加し研さんを積んでいる。またケース会を開くなど関係機関との顔の見えるネットワークづくりなど連携の核となり積極的に活動している。今後、計画担当の相談支援事業所の新規参入など状況は変わっていくと思われるが、今のところは必要性を感じていない。
- ◆相談支援事業者が少ない。また、中立・公平性を判断する人材がみあたらない。
- ◆1年に1～2回の開催で、また役職で委員となっているため継続した検討ができない。
- ◆
 - ①〇〇圏域では、地域自立支援協議会とは別に、相談職種が任意に集まる場がある。本調査の「評価活動」についても、基本的にそちらで検討されるものだと考えられるため。
 - ②〇〇圏域では、地域自立支援協議会は、「地域ニーズを共有する場。およびニーズを解決する具体的な方策を検討する場」であると捉えられており、本調査の「評価活動」とは、一定距離を置いた位置づけにあると考えられるため。

表44 地域問4 2)

ア どのような点で必要だと思いますか

- ◆新たな相談支援事業の具体的内容等について研究し、サービス利用計画の作成を円滑に進めるため。
- ◆相談支援は地域的に潜在化しているケースが多く、その為に情報の共有化が難しい。対象者から自主的に相談があるケースが少ないと、潜在的なニーズも含めて相談支援の在り方を検討していくことが必要と思われる。
- ◆当市には、相談支援事業所が1ヶ所(精神)しかなく、他市の事業所に依頼している状況で、活動自体が難しい。

- ◆相談支援事業所により相談支援の捉え方がまちまちであるため、指針となる「あり方」は必要であると思われる。
- ◆
 - ・相談支援事業が地域の状況や課題に対応した内容になっているか、また適切に運営されているか等の評価。
 - ・相談支援専門員のスキルアップのための研修が実施されているか。
- ◆相談支援体制を充実していくため。
 - ◆
 - ・相談支援事業者間での研鑽や SV 向上意識は大切だと思いますが、全体的な底上げや事業者間共通での課題の把握や集約、解決策等の検討も、障害児者の QOL の向上には不可欠だと思う。
 - ・評価基準は公平性からまずは一定の共通指標が大切ではないかと思う。プラス項目別の 5 段階評価などが思い付くが、個人的な意見である…(また人材育成や研修で、例えば就労事業所等での実習などを通し、傾聴や紙面のみでは掴めきれない部分への対応が図れたら面白いかも知れない…)
 - ◆現段階では、事務担当者レベルで相談支援事業所のあり方については担当者会議のみで検討を行っている。地域にあった相談支援事業が実施されているか、客観的な意見も必要であると思われるため、評価活動内での検討が必要と感じる。
 - ◆相談支援事業所として障がい者の支援(相談)をどのように担うか等役割の明確化と、相談支援事業所としての質の確保が必要であるため。
 - ◆相談の定義づけ、公平性を保つ指針。
 - ◆相談支援事業の評価や検討をすることで、効果的な相談支援のあり方や相談支援員の質の向上が図れる。
 - ◆法改正に伴う計画相談と、地域相談の事業実施について、バックアップ体制が必要である。
 - ◆
 - ・個別給付化され、事業所が増える可能性があるが、基礎相談(委託料)には限りがあるため、市として適正な事業所数を公的協議の上、公示する必要がある。また、その場合の選考基準も合わせて構築する必要がある。
 - ・事業所によって作成するサービス等利用計画に差異が生じ、利用者の不利益につながることのないよう対策を講じる必要がある。
 - ◆役割や機能に関しての評価。
 - ◆ケア会議等地域支援の向上のため。
 - ◆自治体と相談支援事業者及び相談支援事業者間の連携をより高めるため。
 - ◆相談支援専門員の資質向上は必要であり、画一的な相談支援にならないように人材育成と研修は必要であり、その結果がその地域の在り方になると考える。
 - ◆今後、計画相談が入ってきた際に円滑に相談支援が流れるか、地域の相談体制をしっかりと作っていく必要がある。

イ どのような点で必要だと思いますか

- ◆事業所として、支援の方向性を示していれば良い。
- ◆
 - ・相談支援事業者間での研鑽やSV向上意識は大切と思うが、全体的な底上げや事業者間共通での課題の把握や集約、解決策等の検討も、障害児者のQOLの向上には不可欠だと思う。
 - ・評価基準は公平性からまずは一定の共通指標が大切ではないかと思う。プラス項目別の5段階評価などが思い付くが、個人的な意見である…(また人材育成や研修で、例えば就労事業所等での実習などを通し、傾聴や紙面のみでは掴めきれない部分への対応が図れたら面白いかも知れない)。
- ◆事業予算を確保するための根拠。
- ◆自己評価や外部評価を実施することで、サービスの向上につながるから。

ウ どのような点で必要だと思いますか

- ◆新たに相談支援事業所や相談支援専門員の参入が予測され、業務が複雑多様化であることから繁雑になる可能性も考えられるため、事業者及び相談支援専門員の質の維持向上のためには計画相談支援等の評価部会は必要であると考える。評価シートがあればより判断しやすいが現状では考えていない。
- ◆自己評価・客観的評価により、相談支援事業の実施状況についての点検を行い、事業者の資質の向上を目指す。
- ◆
 - ・個別給付化され、事業所が増える可能性があるが、基礎相談(委託料)には限りがあるため、市として適正な事業所数を公的協議の上、公示する必要がある。また、その場合の選考基準も合わせて構築する必要がある。
 - ・事業所によって作成するサービス等利用計画に差異が生じ、利用者の不利益につながることのないよう対策を講じる必要がある。
- ◆相談支援(専門)員個人の姿勢・力量は、組織としての相談支援事業者の姿勢・力量と密接に関連し不可分な問題である。特に24年度からは、従来の委託業務(基本相談支援)と個別給付による計画相談支援等の二本立て構造となることから、これまで以上に詳細に相談支援の質を問うていかなければならぬ。

エ どのような点で必要だと思いますか

- ◆相談支援は、形が見えにくく、正解のない営みであり、その結果には、相談員の力量やチームの力量、利用者の状態や抱える問題の幅といった変動要素が絡み合うことが多い。だからこそ、組織としての事業者の評価や、人材育成の体制に係る評価と併せ総合的に取り組むことが欠かせない。

オ どのような点で必要だと思いますか

- ◆新たに相談支援事業所や相談支援専門員の参入が予測され、業務が複雑多様化であることから繁雑になる可能性も考えられるため、事業者及び相談支援専門員の質の維持向上のためには計画相談支援等の評価部会は必要であると考える。評価シートがあればより判断しやすいが現状では考えていない。
- ◆自己評価・客観的評価により、相談支援が適切に行われているかの点検を行い、相談支援専門員自らの改善や意識改革につなげる。

- ◆
 - ・相談支援事業者間での研鑽やSV向上意識は大切と思うが、全体的な底上げや事業者間共通での課題の把握や集約、解決策等の検討も、障害児者のQOLの向上には不可欠だと思う。

・評価基準は公平性からまずは一定の共通指標が大切ではないかと思う。プラス項目別の5段階評価などが思い付くが、個人的な意見である…(また人材育成や研修で、例えば就労事業所等での実習などを通し、傾聴や紙面のみでは掴めきれない部分への対応が図れたら面白いかも知れない…)

力 どのような点で必要だと思いますか

◆サービス利用者に対する適正なサービス利用計画の作成のため。

◆相談支援専門員の質の維持及び向上のためには人材育成や研修は必要なことと思われる。

◆

・相談支援事業者間での研鑽やSV向上意識は大切と思うが、全体的な底上げや事業者間共通での課題の把握や集約、解決策等の検討も、障害児者のQOLの向上には不可欠だと思う。

・評価基準は公平性からまずは一定の共通指標が大切ではないかと思う。プラス項目別の5段階評価などが思い付くが、個人的な意見である…(また人材育成や研修で、例えば就労事業所等での実習などを通し、傾聴や紙面のみでは掴めきれない部分への対応が図れたら面白いかも知れない…)

◆今後、サービス等利用計画の作成対象者の拡大に伴い、指定を受ける事業者も増えることが考えられるため、相談スキルの格差をなくすためにも評価活動は必要になってくると思われる。

◆相談支援事業所は、1か所1～2人の相談支援専門員で構成されていることが多い、サービスの平準化や質の向上を図る必要がある。

◆一定水準のサービス提供体制整備。

◆3障害に対応できる人材育成が早急に必要である。

◆幅広いニーズの中でも、質の高い事業が継続して展開できるよう人材を育てること。

◆相談員のスキルアップを目的。

◆相談支援を担う人材の育成を考えるには、日々の相談支援活動の実態を多角的に把握・評価し、そこから抽出される(研修)ニーズを、研修プログラムや各機関のOJT等への的確に反映していかなければならず、更にその成果が日々の活動にどう活きているかを評価するという循環が必要である。

◆相談支援専門員の資質向上は必要であり、画一的な相談支援にならないように人材育成と研修は必要であり、その結果がその地域の在り方になると考える。

◆相談支援が円滑に進むためには、ある一定の資質が必要となる。人材の育成について、資質の向上については、地域課題の一つであると考える。

キ どのような点で必要だと思いますか

◆サービス利用者に対する適正なサービス利用計画の作成のため。

◆相談支援専門員の質の維持及び向上のためには人材育成や研修は必要なことと思われる。

◆

・相談支援事業が地域の状況や課題に対応した内容になっているか、また適切に運営されているか等の評価。

・相談支援専門員のスキルアップのための研修が実施されているか。

- ◆
 - ・相談支援事業者間での研鑽やSV向上意識は大切と思うが、全体的な底上げや事業者間共通での課題の把握や集約、解決策等の検討も、障害児者のQOLの向上には不可欠だと思う。
 - ・評価基準は公平性からまずは一定の共通指標が大切ではないかと思う。プラス項目別の5段階評価などが思い付くが、個人的な意見である…(また人材育成や研修で、例えば就労事業所等での実習などを通し、傾聴や紙面のみでは掴めきれない部分への対応が図れたら面白いかも知れない…)。
 - ◆今後、サービス等利用計画の作成対象者の拡大に伴い、指定を受ける事業者も増えることが考えられるため、相談スキルの格差をなくすためにも評価活動は必要になってくると思われる。
 - ◆相談支援専門員の資質向上は必要であり、画一的な相談支援にならないように人材育成と研修は必要であり、その結果がその地域の在り方になると考える。
- ク どのような点で必要だと思いますか
- ◆必要なサービス提供に対応するため。
 - ◆ニーズを把握して、福祉サービスや社会資源を充実させていくため。
 - ◆
 - ・相談支援事業者間での研鑽やSV向上意識は大切と思うが、全体的な底上げや事業者間共通での課題の把握や集約、解決策等の検討も、障害児者のQOLの向上には不可欠だと思う。
 - ・評価基準は公平性からまずは一定の共通指標が大切ではないかと思う。プラス項目別の5段階評価などが思い付くが、個人的な意見である…(また人材育成や研修で、例えば就労事業所等での実習などを通し、傾聴や紙面のみでは掴めきれない部分への対応が図れたら面白いかも知れない…)。
 - ◆地域の現状分析をすることで、地域の問題や必要なサービスが把握できる。
 - ◆
 - ・個別給付化され、事業所が増える可能性があるが、基礎相談(委託料)には限りがあるため、市として適正な事業所数を公的協議の上、公示する必要がある。また、その場合の選考基準も合わせて構築する必要がある。
 - ・事業所によって作成するサービス等利用計画に差異が生じ、利用者の不利益につながることのないよう対策を講じる必要がある。
 - ◆圏域内には比較的社会資源はあるが、偏りがあるように感じられるが、利用者が果たして利用について満たされているのかが判断し兼ねるよう思われるため、供給について評価できればいいと考えます。
 - ◆フォーマルだけでなくインフォーマルな資源を皆で共有し、活用するため。
 - ◆相談支援の充実を図るために、地域資源に関しての観点が欠かせない。既存にある資源で応用が利くかどうかの意見交換ができるのも、地域資源を理解しているかどうかが重要。地域診断にて、協議会の委員の共通認識を図る必要もある。

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
坂本洋一	障害者虐待防止法	坂本洋一 大塚 晃 小澤 温	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	中央法規出版	東京	2012年2月	P.57~62
坂本洋一	障害者自立支援制度①	坂本洋一 大塚 晃 小澤 温	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	中央法規出版	東京	2012年2月	P.91~121
坂本洋一	障害者自立支援制度に基づく主な専門職	坂本洋一 大塚 晃 小澤 温	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	中央法規出版	東京	2012年2月	P.186~191
坂本洋一	相談支援専門員の役割と実際	坂本洋一 大塚 晃 小澤 温	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	中央法規出版	東京	2012年2月	P.192~196

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
木全和巳・高山京子・高橋義久	若手の相談支援専門員が必要としている研修の内容に関する基礎的研究（その2）	日本福祉大学社会福祉論集	125号	P.143~182	2011年
野中猛	精神病早期介入におけるケースマネジメント	精神神経学雑誌	113号	P.688~	2011年
野中猛	個別ケースにおけるサービスの質とモニタリング活動	精神科臨床サービス	11号	P.454~	2011年

第6節 障害者虐待防止法

目的

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）は、2011（平成23）年6月24日に公布され（法律第79号）、2012（平成24）年10月1日から施行される。

法の第1条に「障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする」と規定されている。

したがって、法の目指すところは、障害者虐待の防止、虐待を受けた障害者の保護および自立支援、養護者に対する支援を行い、障害者の権利を擁護することにある。

対象

この法律において、障害者とは、障害者基本法の第2条第1号に規定する障害者をい、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」である。

障害者虐待

この法律で規定している障害者虐待は、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待である。

養護者による障害者虐待とは、障害者を現に養護する者による虐待の行為である。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待とは、障害者自立支援法に規定している障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定されている「のぞみの園」、障害者自立支援法に規定している障害福祉サービス事業・一般相談支

表2-4 障害者虐待の行為の種類

種類	内容	例示
身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること	殴る、蹴る、たばこをおしつける
性的虐待	障害者にわいせつな行為をすることまたは障害者をしてわいせつな行為をさせること	性交、性的暴力、性的行為の強要
ネグレクト	障害者の心理の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置その他第三者が障害者を虐待することを放置すること	栄養不良のまま放置する、病気の看護を怠る
心理的虐待	障害者に対する著しい暴言または著しい拒絶対応など障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	成人の障害者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける
経済的虐待	障害者の所持する年金等を流用するなど財産の不当な処分を行うこと	同意を得ない年金の流用など財産の不当な処分

援事業・特定相談支援事業・移動支援事業・地域活動支援センター・福祉ホーム等に従事する者による虐待の行為である。

使用者による障害者虐待とは、障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者等による虐待の行為である。

■ 虐待の行為

障害者虐待の行為を整理すると、表2-4に示すように、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、経済的虐待に大別できる。

■ 障害者虐待防止等の仕組み

障害者虐待防止等について、それぞれ「養護者による障害者虐待防止等」「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待防止等」「使用者による障害者虐待防止等」の仕組みが異なっている。

養護者による障害者虐待の防止等

養護者による障害者虐待防止等においては、養護者による障害者虐待が生じたら、市町村への通報義務がある。障害者虐待を受けた障害者自身が、市町村に届け出ることもできる。市町村は、障害者の安全の確認、通報および届出にかかる事実の確認、市町村障害者虐待対応協力者（市町村障害者虐待防止センター）と対応の協議、障害者支援施設等への入所等の措置、精神障害者・知的障害者に対する後見開始等の審判の請求等の措置を行う。また、その対応として、障害者支援施設等の居室の確保、障害者の生命ま